

第 1 3 - 1 診療記録不開示苦情調査報告書（公表用）

2013年11月20日採択
NPO 法人患者の権利オンブズマン
理事長 久保井 撰

1. 申立事項

申立者 患者本人 女性 年齢 66 歳
医療機関の名称・代表者氏名・住所 公表しない
開示請求年月日 2012年11月6日
開示されなかった診療記録 診療録

2. 調査経過

調査日 2013年10月25日
医療機関側当事者 歯科クリニック院長、アドバイザー

3. 医療機関側の主張する不開示理由

カルテ開示義務はないと認識していた。
法及びガイドラインの趣旨を理解し、カルテ開示には応じるが、顧問弁護士に相談すること、さらに、手書きのカルテを順次電子化する作業をしているため、直ちには応じられない。

4. 不開示理由に関する判断

相手方クリニックは、カルテ開示につき、カルテを電子化するための作業中であるため応じられないとしている。しかし、法令上も厚生労働省の定める診療情報の提供等に関する指針上も、患者からの請求があれば医療機関は保有個人情報の開示に応じなければならないとされており、例外的に開示を拒むことができる場合を規定しているが、相手方クリニックが主張する上記事情は、カルテ開示を拒むことができる場合に当たらない。よって違法、不当に不開示を行ったと認められる。

5. 勧告

NPO 法人患者の権利オンブズマンは、診療記録不開示に関する申立人の調査申立に基づき専門的かつ客観的立場から調査を実施した結果、相手方クリニックにおける本件診療記録不開示には、特段の正当事由がなく、不当な不開示に相当すると判断した。相手方クリニックにおかれては、申立人に対し、速やかに請求された診療記録を開示するよう勧告する。

その際、申立人が相手方クリニックに対して開示請求したのは2012年11月6日とのことであるから、その時点で相手方クリニックが保管していた診療記録、すなわち、いわゆる電子カルテではなく、書面の状態で保管されている診療録の写しを開示することを勧告する。

もし2週間経過しても開示がなされない場合は、「違法・不当に診療記録不開示を行なっている医療機関等」として、相手方クリニックの名称、代表者氏名、所在地を記者発表等により公表するものとする。

また、この開示勧告を行ったことについては、同時に下記機関に通報するので、念のため付記する。

<通報先>

厚生労働省、山口県知事、日本歯科医師会、山口県歯科医師会

以上

<その後の経過>

2013年12月4日、相手方クリニックよりNPO法人患者の権利オンブズマン事務局に申立人のカルテコピーが届いたので、申立人へ電話して送付した。